平成２９年（フ）第９９６号
広島市南区丹那町51番11号、住民票上の住所
広島市南区丹那町46番５号
破産者　高橋　順治
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８１号
北九州市小倉南区高野４丁目15番６号
破産者　水口　寿也
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１４０号
熊本市南区田井島３丁目13番34号　ビー・フィールドⅡ　201号
破産者　山崎　　伸
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０２号
札幌市清田区清田５条３丁目８番16号
破産者　五十川哲也
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２５号
札幌市白石区本通18丁目南４番17―301号
破産者　岩佐　純也
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７４号
仙台市太白区柳生７丁目11番地の８　グリーンハイツＡ棟202、従前の住所仙台市太白区東中田４丁目８―34
破産者　高橋　一則
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
宮城県加美郡色麻町一の関字台通２番地３
破産者　竹荒　未希
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
秋田県横手市増田町亀田字女亀森22番地
破産者　真人温泉旅館、石焼きらーめん火山横手店、石焼きらーめん火山秋田店、粂春こと柴田　幸雄
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第８０号
秋田県横手市追廻１丁目２番34号
破産者　小野寺光芳
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第２６号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀回字元城175番地１
破産者　石垣　政宏
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第２９号
秋田県横手市大森町袴形字影取202番地11
破産者　鈴木恵理子
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１７７８号
横浜市鶴見区岸谷４丁目32番12号
破産者　前廣　　進
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４３号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の１　ペアシティー湘南301号室
破産者　佐藤　美佳（旧姓簗瀬）
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９０号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬1341番地
破産者　畔上　平吉
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４８号
長野市大字鶴賀西鶴賀町1487―８　西鶴賀ビル３階、住民票上の住所長野県須坂市大字須坂1383番地
破産者　丹下佳代子
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２２９号
名古屋市南区星崎２丁目95番地の33　宝マンション星崎303号、従前の住所愛知県豊田市御所貝津町千保田18番地
破産者　丸山　裕美
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６７０号
大阪府松原市天美西１丁目10番15号、開始決定時大阪市住之江区東加賀屋３丁目12番29号
破産者　佐藤　壮祐
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９５７号
大阪市西区南堀江１―26―27―312、住民票上の住所大阪市住之江区南港中４丁目７番23―910号
破産者　藤原　昌吾
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部